

News Letter



Topics

- I パンづくり
- II 経営事項審査の改正に伴う再審査申立について
- III 建設業法改正 ～地位の承継（法人）についてPart1～
- IV 建設業許可～（続）許可の要件②「専任技術者」について～
- V 家での過ごし方

いつもお世話になりありがとうございます！

～パンづくり～



担当:片岡

皆様、いかがお過ごしでしょうか？

緊急事態宣言が発令され、休日は自宅で過ごされた方も多いのではないのでしょうか？

私は時間のある今でないとできないパン作りに挑戦してみました。作るの私の好きなフランスパン！

なかなかまとまらない、発酵してくれないなどハプニングと戦いながらも約4時間かけて念願のフランスパンを完成させました！

他にも自宅にあったパン焼き機を使って豆パンを作り、合間に作ったシチューとともに我が家の食卓に並びました。

味はお店で買うパンに及びませんが、一から自分で作った達成感もあり味は格別でした！

今は強力粉を1kg買ったので、それを使い切らなくては・・・と思っています。



経営事項審査の改正に伴う再審査申立について

令和2年4月1日に経営事項審査の審査基準が改正され、建設キャリアアップシステムで、レベル4、3と認定された建設技能者が所属している場合に加点されることとなりました。この改正を受け、各許可行政庁において再審査の受付がスタートしています。愛知県知事許可の場合、次のとおり再審査を申し立てることが可能です。<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/331660.pdf>

<対象者>

令和2年3月までに、経営規模等評価・総合評定値請求の申請を行い、結果の通知を受けた者のうち、下記の条件の全てに該当する技術職員が在籍している者

- ①前回の申請の審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムにおいて、レベル4技能者又はレベル3技能者に認定されている技術者
- ②前回の申請の審査基準日より6ヶ月を超える前から恒常的な雇用関係があり、かつ、審査基準日時点において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている技術者

<申立方法>

管轄の建設事務所の建設業許可の窓口にて、再審査の申し立てを行う。

<持参書類>

経営規模等評価再審査申立書(正・副2部)、再審査を行う審査対象事業年度の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本及び結果通知書 (担当:大野)



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

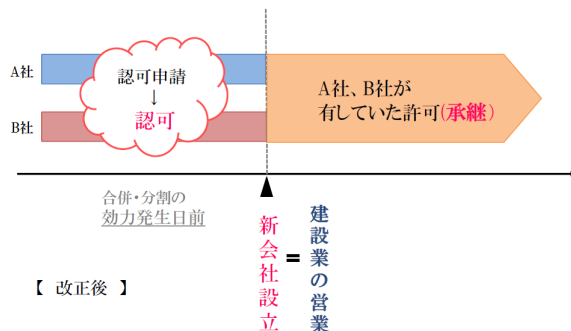
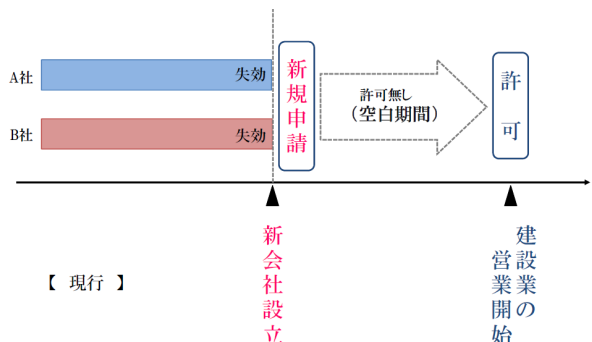
社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 ～地位の承継（法人）についてPart1～

現行の建設業法では、「建設業許可を引き継ぐ」という規定がありません。そのため、どのようなケースであっても、新たに建設業許可の申請をして許可を取り直す必要があります。そうすると、新規申請をし許可が出るまでに許可の空白期間（許可が無い状態）が生じてしまいます。※左図参照 このような不都合が生じないようにするため、今回の改正により地位（建設業許可）の承継ができるよう規定が設けられました。

改正建設業法17条の2において、法人における地位承継について規定されました。法人の場合には、「事前の認可」を得ることにより建設業許可に空白期間が生ずることなく許可を引き継ぐことができます。ただし、この認可は分割等の効力発生前までに得ていなければ許可を引き継ぐことはできないため手続きには注意が必要です。※右図参照（寺嶋）



建設業許可～許可の要件②【専任技術者】～

【許可の要件②「専任技術者」について】 ※前回からの続き
許可を受けようとする建設業許可が「一般建設業」であるか「特定建設業」であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。

「一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件（①②③のいずれか）」

- ①一定の国家資格等を有する者
- ②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して
下記のいずれかの実務経験を有する者（いずれも指定学科卒業であること）
 - ・大学卒業後 3年以上
 - ・高等専門学校卒業後 3年以上
 - ・専門学校（高度専門士、専門士）卒業後 3年以上
 - ・高等学校等卒業後 5年以上
 - ・上記以外の学歴の場合 10年以上
- ③その他
 - ・海外での工事实務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査を受け一般建設業の営業所専任技術者になり得るとしてその認定を受けた者

★次回は
「特定建設業の専任技術者
となり得る技術資格要件」
です。

（担当：松裏）

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「家での過ごし方」



★大野 裕次郎★

「スニーカーを眺める。
新しいスニーカーに
ヒモを通す。」



★寺嶋 紫乃★

「愛犬と一緒に転寝」
することが至福の時です。



★松裏 浩子★

「撮り溜めた
韓国ドラマを見る。」



★中村 桃子★

「会議アプリで
友達とお喋り」



★片岡 詩織★

「ランニング」
運動不足解消のために
始めました。
(3日坊主にならないように
頑張ります。本日1日目)

